

お知らせ

福祉サポートまちだ

成年後見制度出張講座

【ご存知ですか? 成年後見制度】

日①5月9日②6月13日、いずれも火曜日午後2時~3時

場①鶴川市民センター②木曾森野コミュニティセンター

内成年後見制度(法定後見制度)の概要や手続きの流れ、相談先の紹介等

定各20人(申し込み順)

申氏名・電話番号を明示し、直接、電話またはFAXで町田市社会福祉協議会福祉サポートまちだ(町田市民フォーラム4階、☎720・9461 FAX 725・1284)へ。

問福祉総務課☎724・2537

義援金の受け付けを延長します

市は、各義援金の受け付けを2018年3月31日まで延長します。※義援金は、福祉総務課、各市民セン

ター窓口でも受け付けています。

【①東日本大震災の義援金】

義援金箱設置場所福祉総務課(市庁舎7階)、市民課(市庁舎1階)、各市民センター、町田・南町田・鶴川の各駅前連絡所、国際版画美術館、市立総合体育館、町田市民ホール、市庁舎1階のコンビニエンスストア(受付時間=月~金曜日の午前8時30分~午後5時)

※お受けした義援金は、日本赤十字社を通じ、岩手県・宮城県・福島県・茨城県の被災者にお届けします。

【②平成28年熊本地震災害義援金】

義援金箱設置場所福祉総務課(市庁舎7階)、各市民センター、町田・南町田・鶴川の各駅前連絡所

※領収書発行希望の方は、窓口職員にお申し付け下さい。

○ゆうちょ銀行での振替による送金
窓口での取り扱いの場合、振替手数料は無料です。

口座番号00130-4-265072

加入者名日赤平成28年熊本地震災害義援金

※受領証発行希望の方は、振替用紙の通信欄に「受領証希望」と明記して

下さい。

○銀行による送金

振込手数料が別途かかる可能性があります。

口座番号三井住友銀行すずらん支店(普)2787530、三菱東京UFJ銀行やまびこ支店(普)2105525、みずほ銀行クヌギ支店(普)0620308

口座名義日本赤十字社(3行共通)

※受領証発行希望の方は、氏名(受領証の宛名)・住所・電話番号・寄付日・寄付額・振込金融機関名及び支店名を日本赤十字社本社パートナーシップ推進部へご連絡下さい。

◇

問①日本赤十字社東日本大震災義援金担当☎03・3438・1311②日本赤十字社本社パートナーシップ推進部☎03・3437・7081、町田市福祉総務課☎724・2537

催し・講座

高齢運転者安全運転講習会

市では、車を運転する市民の方を対象にした「高齢運転者安全運転講習会」を開催しています。教習所の教官が運転のアドバイスをを行います。実車による指導のほか、動体視力測定やシミュレーターによる講習も行

います。

※町田ドライビングスクールの送迎バスが利用できます。送迎バスのルート・時間については、同スクールホームページをご覧ください。

日①5月24日②6月21日③7月5日、いずれも水曜日午前9時10分~午後0時30分

場町田ドライビングスクール(南大谷)

内交通安全講話、運転適性検査、運転実習等

定各24人(申し込み順)

申5月1日正午から①5月14日まで②6月11日まで③6月25日までにイベントダイヤル(☎724・5656)へ。

問市民生活安全課☎724・4003

ダンボールコンポストによる生ごみ減量・資源化講習会

参加者はダンボールコンポスト1セットをお持ち帰りいただけます。

内市内在住の方

日①5月26日(金)午後2時~3時30分②5月30日(火)午後2時~3時30分

場①市庁舎②成瀬コミュニティセンター

定各15人(申し込み順)

申5月2日正午~18日にイベントダイヤル(☎724・5656)コード170502B)へ。

問3R推進課☎797・0530

該当する方は申請を

各種福祉手当

問障がい福祉課☎724・2148

下表の要件に該当する方には手当が支給される場合があります。既に受給中の方の手続きは不要です。最近転入し、前住所地で手当を受けていた方は新たに手続きが必要です。

手当の新規申請には、印鑑のほかに身体障害者手帳・愛の手帳・診断書のいずれかと、転入者は所得証明書(区市町村によって名称が異なる)が必要な場合があります。

特別児童扶養手当の申請は、世帯全員の全部の内容が記載された住民票、申請者と児童の戸籍謄本も必要です。

※下表の要件は概要のため、認定とならない場合もあります。詳細はお問い合わせ下さい。

各種福祉手当一覧

2017年4月1日現在

手当の種類	対象	手当額(月額)
特別児童扶養手当	①~③のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方 ①身体障害者手帳1~3級程度②愛の手帳1~3度程度③日常生活に著しい制限を受ける程度の障がい・精神障がいがある ※所定の診断書で審査(手帳に代えられる場合有り)。 ※児童が施設に入所中、障がいを理由とする年金を受給中、保護者・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。	手当等級1級=5万1450円、手当等級2級=3万4270円 ※2017年3月分までは1級=5万1500円、2級=3万4300円
特別障害者手当	①~③のいずれかに該当する重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方 ①おおむね身体障害者手帳1・2級②おおむね愛の手帳1・2度③前述と同等の障がい・精神障がいがある ※手帳の等級に関わらず所定の診断書で審査。 ※施設入所者、3か月を超えて継続して入院中の方、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。	2万6810円 ※2017年3月分までは2万6830円
障害児福祉手当	①~③のいずれかに該当する20歳未満の方 ①おおむね身体障害者手帳1・2級程度②おおむね愛の手帳1・2度程度③常時介護を必要とする状態にある障がい・精神障がいがある ※手帳の等級に関わらず所定の診断書で審査。 ※施設入所者、障がいを理由とする年金を受給中、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。	1万4580円 ※2017年3月分までは1万4600円
心身障害者福祉手当	①~④のいずれかに該当する20歳以上65歳未満の方 ①身体障害者手帳1・2級②愛の手帳1~3度③脳性マヒ④進行性筋萎縮症 ※施設入所者、所得が一定額以上の方は除きます。精神障害者保健福祉手帳は対象になりません。	1万5500円
重度心身障害者手当	①~③のいずれかに該当する常時複雑な介護が必要な65歳未満の方 ①重度の知的障がい、常時著しい精神症状がある②重度の知的障がいと重度の身体障がいがある③両上肢及び両下肢の機能が失われ座位困難である ※施設入所者、3か月を超えて継続して入院中の方、所得が一定額以上の方は除きます。	6万円

※扶養義務者=申請者と同居している父母、祖父母、子、兄弟姉妹、孫等

町田市観光まちづくり基本方針(案)

の報告が行われました

「町田市観光まちづくり基本方針(案)」について、3月27日に町田市観光まちづくり基本方針策定検討委員会委員長の西田司氏(株式会社オンデザインパートナーズ代表取締役)から市長に報告がありました。

これは、2016年8月に市長から委嘱を受けた委員で構成された同策定検討委員会が、市の観光まちづくりについて、専門的知見から協議してきたものです。

町田市の観光まちづくりの将来像を「住んでよし、訪れてよし、交流感動都市まちだ」とし、方針1「町田市ならではの地域素材の魅力の洗い出し・磨き上げ」、方針2「観光まちづくりの担い手と態勢(体制)づくり」、方針3「地域素材

が持つ魅力の伝達と交流の拡大」の3つの方針を掲げました。

今回の報告を受けて、市では「町田市観光まちづくり基本方針」(2017年度~2030年度)を策定し、方針に基づいたさまざまな取り組みを展開し、観光まちづくりを推進します。

問産業観光課☎724・2128



報告書を手渡す西田氏(右)

南町田拠点創出まちづくりプロジェクトにおける景観形成の考え方ノートをまとめました



「南町田拠点創出まちづくりプロジェクト」では、駅および鶴間公園、民間商業施設の一体的な再整備に官民共同で取り組むため、町田市景観審議会において景観形成の考え方を検討いただきました。

本書は、その内容を受けて南町田駅周辺地区のまちづくりにおける、地区全体のコンセプトやゾーン別及び全体にかかる景観配慮事項や取り組みをまとめたものです。

市は「みんなとつくる新しいパークライフ」を全体コンセプトとし、南町田の良好な景観づくりを進めていきます。

市HP 南町田拠点創出 検索

問地区街づくり課☎724・4267